

# 西彼北小いじめ防止基本方針（R4 改訂）

西海市立西彼北小学校

## いじめ防止に向けた本校の基本姿勢

### ○本校はいじめゼロの学校を目指します。

- ・本校は、いじめの兆候を見逃しません。
- ・本校は、いじめに迅速かつ組織的に対応します。
- ・本校は、すべての児童に、いじめに向かわせない教育をします。

## めざす子ども像

### ○いじめをしない、させない、許さない北小っ子

- ・豊かな情操や道徳心をもった子ども
- ・自尊感情をもち、お互いの人間関係を尊重しあえる子ども

## いじめ対策委員会

| 保護者・地域                        | 学校（校内委員会）                              | 有識者                            |
|-------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------|
| PTA 会長・副会長・<br>各地区区長<br>(計7名) | 校長・教頭・教務・生活主任・<br>養護教諭・関係学年担任<br>(計6名) | 学識経験者・教育関係者<br>・学校評議員<br>(計3名) |

### <いじめ対策委員会の役割>

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ・いじめ防止の取り組みについてPDCAサイクルで検証する。
  - ・必要に応じ外部専門家の助言と協力を得ながら対応できるように事例と対応を記録しておく。
  - ・校内委員会の構成メンバー内での連絡体制と役割分担を明確にしておく。
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ・児童や保護者、地域住民が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順方法などを明確にしておく。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ・「生活指導連絡会」「子どもを語る会」の計画的な実施（月1回）
  - ・「心のアンケート」の実施と活用
  - ・個人面談の実施（原則年1回。必要に応じて実施する。）
  - ・「あのねボックス」の設置と活用（常時）
- (4) いじめに組織的に対応するための中核としての役割
  - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定や保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

## 「いじめ防止 一人ひとりの心から」ーいじめの防止ー

- 人権教育の充実による生命尊重の精神と社会性の高揚
- 「わかる感」、「できる感」を高める授業を通した子どもの自己肯定感の育成
- 「規範意識」「思いやりの心」をはぐくむ道徳指導・特別活動
- いじめを起こさせない学校・家庭・地域・関係諸機関の連携強化
- 「敷居の低い学校づくり」による相談体制の確立

## 「アンテナを張り巡らせて いじめ発見」ーいじめの早期発見ー

- 教職員による観察強化と情報交換の定例化
- 個人面談や定期的なアンケート調査
- PTA との情報交換
- 相談機関の周知
- 相談体制の整備と保健室の活用

## 「いじめ発生！二の矢 三の矢 組織力」ーいじめに対する措置ー

- 危機管理マニュアルの活用、いじめの段階的な対応策の具体化
- 学校全体での組織的な対応
- 外部専門機関、警察等との連携ある対応
- 個への対応だけでなく集団に向けた対応
- 二の矢、三の矢を放つ継続的な対応

※いじめは単に謝罪をもって安易に解消できるものではないため、

①いじめに係る行為が止んでいること

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

の2つの要件が満たされている場合であっても、相当の期間（少なくとも3か月以上）見守り等の状況の注視や組織的な対応を継続する。

## 「重大事態」への対応

いじめの重大事態であると判断した場合には、「いじめの防止等のための基本的な方針（H25.10.11 文部科学大臣決定）」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29.3 文部科学省）」により適切に対応する。

※重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」と定義されている。

## 関係法令

○日本国憲法 第11条・第13条・第14条

○教育基本法 第4条・第6条2・第10条

○学校教育法 第35条

○いじめ防止対策推進法

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめの禁止）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（学校及び学校の教職員の責務）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（保護者の責務等）

### （参考資料）

「いじめの防止等のための基本的な方針（H25.10.11 文部科学大臣決定）」「いじめ対策ハンドブック」「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」  
「非行防止教室のための教師用指導資料」「大切な子どもたちをいじめから守るために」「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」「長崎県いじめ防止基本方針」「西海市いじめ防止基本方針」  
「西海市いじめ防止基本方針の改定のポイント」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29.3 文部科学省）」

### （関連事業）

「学校支援会議」「ながさきファミリープログラム」「ココロねっこ運動」「長崎っ子の心を見つめる教育週間」  
「長崎っ子さわやか運動」「24時間いじめ相談ホットライン」「親子ホットライン」  
「学校・警察の相互連絡制度」